

草津市空家等対策計画策定方針（案）

1. 目的

全国的な課題となっている空家問題に関し、平成27年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）が一部施行され、5月に完全施行された。

平成25年の住宅・土地統計調査によると、本市における住宅戸数6万6,200戸のうち9.2%にあたる6,100戸の空家があるとされており、このうち別荘などの二次的住宅や賃貸用・売却用住宅を除く空家が1,690戸となっている。

この1,690戸のうち、腐朽・破損ありのものが270戸とされている。

これらのことから、現状および今後増える空家に対して対策を講じる必要がある。

本年度においては、法に基づき、空家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画となる、「草津市空家等対策計画」の策定を行うものである。

2. 根拠法令

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」） 第6条

3. 計画期間

平成29年4月～平成34年3月まで（5年）

4. 計画の内容（法第6条第2項に規定）

- ①空家等対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の対策に関する基本的な方針
 - ②空家等の調査に関する事項
 - ③所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - ④空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
 - ⑤特定空家等に対する措置
 - ⑥住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - ⑦空家等対策の実施体制に関する事項
- など

5. 計画策定の実施体制 建築1のとおり

○草津市空家等対策推進協議会の設置（法第7条）

市長、地域住民、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
その他市長が必要と認める者

○草津市空家等対策検討委員会（庁内関係課）の設置

6. スケジュール 建築2のとおり